〒100-8978 漢字住所1 漢字住所2 漢字住所3 企業名1 企業名2 費社の企業番号:●●●●●●● カスタマーバーコード印字位置

管理コード印字位置

← 回答用紙に記載いただく番号です。

中小企業庁 事業環境部 消費税転嫁対策室 〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

公正取引委員会中 小 企 業 庁

消費税の転嫁拒否等に関する調査(平成29年度)へのご協力のお願いについて

日頃から行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて,消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については,政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス(役務)を供給している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題となる行為の是正につなげるための共同調査を実施しています。

回答は任意となっていますが、調査への御協力をお願いします。

なお,御不明な点等がありましたら,公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください。

お問い合わせ先(平成29年5月9日から平成30年3月30日まで)

照会専用ナビダイヤル:0570-050-510

(「照会センター」受付時間:平日9時~18時 ※年末年始を除く。)

<お詫び>

- 〇 一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合,通話料金は,全国どこからでも,3分間 8.5 円 (税込 9.18 円)のご負担となります。
 - なお,携帯電話及びPHSからは20秒10円(税込10.8円)となります。
- 調査票は、集中的に発送しておりますので、電話がかかりづらい状況となることがあります。 回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくだ さいますよう、お願いいたします。
- 中小企業庁ホームページ/消費税転嫁等拒否に関する調査 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm